

給食調理業務委託に係る給食材料単価契約書（案）

高砂市（以下「発注者」という。）と（以下「受注者」という。）とは、給食材料を受注者が発注者に供給し、発注者が買い受けることについて、次のとおり契約を締結する。

（契約の要項）

第1条 この契約の要項は次のとおりとする。

(1) 品名・規格・単位・単価

品名	規格	単位	単価(円)
一般食等	朝食	食	
	昼食	食	
	夕食	食	
ドック食	昼食	食	
おやつ	15歳以下	食	

※一般食、特別食、フリー食、緩和ケア食、外来透析食、検食、保存食を「一般食等」という。
食事の余分にプラスする付加食（発注者が購入する食品以外）は「一般食」の単価に含むものとする。
行事食やイベント食は、「一般食等」の単価に含むものとする。

(2) 契約期間 令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで

(3) 納入場所 高砂市民病院 ※ 契約保証金は、履行保証保険に限ります。

（契約保証金）

第2条 受注者は、契約保証金として金 円をこの契約締結と同時に発注者に支払うものとする。

2 発注者は、この契約期間満了後直ちに前項の契約保証金を受注者に返還するものとする。

3 契約保証金には、利子を付さないものとする。

4 契約消滅後であっても、受注者が発注者に対し債務を負担しているときは、第1項の契約保証金はこれに充当し、なお不足額があるときは、その不足額を徴収することができるものとする。

5 発注者が必要でないと認めた場合、契約保証金の全部又は一部を収めさせないことができる。

（納入方法）

第3条 受注者は、第1条第2号の契約期間中発注者の発注あるごとに、その都度指定する期日までに現品を納入するものとする。この場合において、受注者は、直ちに納品書をもってその旨を発注者に通知するものとする。

（検査）

第4条 発注者は、前条の通知を受けたときは、その日から10日以内に検査を行わなければならない。

2 検査の結果不良品があるときは、受注者は、当該物品を遅滞なく引き取り、発注者の指定する期日までに、良品を納入するものとする。この場合において、前条及び前項の規定に準用する。

3 検査に合格したときは、発注者は、その引き渡しを受けるものとする。

4 物品の検査に必要な費用及び検査のために変質、消耗又はき損したものの損失は、受注者の負担とする。

（危険負担）

第5条 前条第3項の受領の前に生じた物品の亡失、き損等は、すべて受注者の負担とする。

（代金の支払）

第6条 受注者は、発注者の確認を得てその代金の支払を発注者に請求するものとし、発注者は、受注者からの支払請求書を受理した日から30日以内に代金を支払うものとする。

2 前項の場合における代金は、納品数量に単価を乗じて得た金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とする。

（履行遅滞の場合における損害金）

第7条 受注者の責めに帰する事由により、物品を発注者の指定する期日までに納入できないときは、発注者は、

受注者に損害金を請求して延期を承認することができる。ただし、発注者においてその必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項の場合における損害金の額は、遅延日数に応じ、売買代金につき年 2.5 パーセントの割合で計算した額とし、代金支払の際に当該代金から控除するものとする。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第 8 条 受注者（共同企業体にあつては、その構成員）が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、契約金額（この契約締結後、契約金額の変更があつた場合には、変更後の契約金額とし、単価契約の場合は、支払金額とする。）の 10 分の 1 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。この契約による履行完了後においても、同様とする。

(1) この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第 8 条第 1 号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（独占禁止法第 8 条の 3 において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により取り消された場合を含む。）。

(2) 納付命令又は独占禁止法第 7 条若しくは第 8 条の 2 の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。）において、この契約に関し、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があつたとされたとき。

(3) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為があつたとされた期間及び当該違反する行為の対象となつた取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) この契約に関し、受注者（法人にあつては、その役員又は代理人、使用人その他の従業者を含む。）の刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号に規定する刑が確定したとき。

(5) この契約に関し、受注者（法人にあつては、その役員又は代理人、使用人その他の従業者を含む。）の刑法第 198 条に規定する刑が確定したとき。

2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年 2.5 パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

3 受注者は、契約の履行を理由として、第 1 項の違約金を免れることができない。

4 第 1 項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(解 除)

第 9 条 受注者が正当な理由なくしてこの契約の各条項に違反した場合又は受注者がこの契約を完全に履行する見込みがないと発注者が認めた場合は、発注者は、何らの催告を要せずこの契約を解除することができるものとする。

(損害賠償)

第 10 条 前条の規定により契約が解除され発注者に損害が生じたときは、受注者は、損害賠償の責めを負う。

2 前条の解除により受注者に生じた損害については、発注者は、その責めを負わない。

(事情変更)

第 11 条 発注者は、必要があるときは、納入物品の内容を変更させ、又は納入の中止をさせることができるものとする。

2 この契約締結後において、市場価格に著しい変動がある場合は、発注者と受注者とが協議の上、契約単価の変更を行うことができる。

(費用の負担)

第 12 条 この契約の締結に要する費用及び現品納入に至るまでに必要なすべての費用は、受注者の負担とする。

(疑義等の決定)

第 13 条 この契約について疑義のあるとき、又はこの契約に定めのない事項については、発注者と受注者とが協議の上定めるものとする。

本契約の証として、本書 2 通を作成し、発注者、受注者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

年 月 日

発注者 住所 兵庫県高砂市荒井町紙町33番1号
高砂市
氏名 高砂市病院事業管理者 院長 渡部 宜久

印

受注者 住所
氏名

印